

## 申請枠区分

通常枠

## 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

### 1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人全国コミュニティ財団協会

団体代表者 役職・氏名

代表理事 高橋潤

分類

法人番号

1010405012885

団体コード

申請団体の住所

京都府京都市伏見区深草越後屋敷町40-1 1F

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

京都府京都市伏見区深草越後屋敷町40-1 1F、新潟県三条市神明町3-7  
SHOO燕三条内

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に更 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)
<input type="text"/>
(4)情報公開について(情報公開同意書)
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

---

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	地場産業、コミュニティビジネスと共に築くコミュニティ防災・復興力強化助成プログラム		
	事業名(副)	平時から地域の災害対応力を高める取り組みをコミュニティ基金で支援するプログラム		
	団体名	一般社団法人全国コミュニティ財団協会	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	④災害支援事業			
事業の種類2	防災・減災支援			
事業の種類3	緊急災害支援			
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
-	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	○ ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
○	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_8.働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	全国コミュニティ財団協会（以下、「CFJ」）が資金支援（基金組成・公募）と案件形成を担当し、ETIC（災害支援基金プロジェクト/SSF・チャレコミ防災チーム）が、その案件に必要な人材マッチングおよび企業連携のコーディネート能力の支援を協働（契約形態は業務委託）により提供するハイブリッド支援モデルを構築する。その結果、単なる資金分配ではなく、ETICの持つ全国の中間支援組織のネットワーク（チャレンジ・コミュニティ・プロジェクト/チャレコミ）を活用し、平時からの相互扶助型の仕組み（共済・人材派遣）の知見を導入することで、支援の「分厚さ」と持続可能性を担保する。
_9.産業と技術革新の基盤をつくろう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	構造的な不平等を解消する事業を支援するための資金を軸とした支援機能を作る

10.人や国の不平等をなくそう	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	各地に広まる課題解決の事業や価値創造の事業を支援することにより、地域の資金循環、人的交流を促し地域での生活の持続可能性を高める。
-----------------	--	--

## I.団体の社会的役割

(1)団体の目的 コミュニティ財団の健全な発展を通じて、市民社会のより一層の成熟と市民が主体的に取り組む地域社会の課題解決を促し持続可能性を高め、公共の利益を増進することを目的とする。	83/200字
(2)団体の概要・活動・業務 「暮らしとともにある自治を支える」をビジョンとして、全国各地域におけるコミュニティの持続的発展を実現するために、コミュニティ財団の相互交流・研鑽、業務改善、設立支援、第三者評価等により、地域における寄付を中心とした資金支援と、地域に暮らす人の寄付による社会課題の解決や価値創造を支援する仕組みの構築を実現する。	155/200字

資金提供契約締結日と事業開始日が異なります。原則として日付を一致させてください。

II.事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/3/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	全国各都道府県単位	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	①地域の草の根レベルで活動する実行団体：CFJが想定する、地域の小さい細やかなエリアの状況を把握し、災害時の緊急ニーズ（アレルギー対応、外国人支援、ペット避難など）をカバーする意欲を持つNPO、自治会、コミュニティ組織。②地元事業者との連携に積極的な団体：平時からの防災対策として、企業のリソース（倉庫、ゲストハウス、技術など）を防災利用へ転換・コーディネートする具体的な計画を持つ団体③新設・既存のコミュニティ財団または設立希望団体：基金組成と案件形成の技術を結びつけ、災害支援版コーディネーター育成を通じて組織基盤の強化を目指す団体。					(人数)	団体リーダー 47都道府県×3名=141名	
最終受益者	①被災者および地域住民：災害時の制度の狭間にあるニーズを埋める支援や、中長期的な「新しい自治」を支える地域づくり活動の恩恵を受ける住民。②地域の中核人材とエコシステムの担い手：本プログラムにより、ETICのノウハウを通じて案件形成能力と人材育成能力を強化し、支援終了後も活動を持続させるローカルリーダー（PO）および中間支援組織。					(人数)	190万人 ※大都市5地域（最大）約942万人 ※地方小県5地域（最小）約68万人 ※中央値付近5地域（例：栃木・群馬・福島・長野・山口）約180～200万人	

事業概要	<p>本事業は、全国コミュニティ財団協会（CFJ）が中心となり、平時から地域の災害対応力を高める取り組みに対し支援を行うプログラムである。本プログラムの主要な目的は三点である。第一に、行政や大手支援組織による支援（三者連携）の枠外で、地域ネットワークと資金をつなぐ機能を補完し、市民主体の「コミュニティ基金」づくりを支援すること。第二に、災害時の緊急期に公的な支援で対応しきれない、アレルギー対応、外国人支援、ペット避難などのこぼれ落ちる支援ニーズをカバーする地域力（サブシステム）の醸成。第三に、発災から2～3年後を見据えた中長期的な復興段階で「より良い地域づくり」を担うローカルリーダーを育成・支援する。具体的な活動として、平時における地元事業者（企業）のリソース（倉庫、施設、技術など）を活用した防災ネットワークや組合の組成を支援し、有事の際には、災害発生を想定していなかった団体の初動を促すための小口資金（5万～30万円程度）の迅速な基金体制の構築を目指す。本事業では、CFJの資金的支援・案件組成能力と、NPO法人ETICの災害支援基金プロジェクト(以下、SSF)が持つ人材マッチング・コーディネート能力を融合させた柔軟な支援モデルの構築を図り、行政や中間支援組織JVOADの進める災害中間支援組織を補う、民間連携システム（企業を巻き込む）の構築を目指す。</p>
581/600字	

### III.事業の背景・課題

(1)社会課題	480/1000字
<p>①三者連携（メインシステム）の「外側」の機能不足：行政・社協・災害中間支援NPOによる三者連携は活動領域の解像度が上がった（明確化された）。その結果、公的支援のトップダウン型の枠組みに入らない、地域ネットワークと資金を柔軟につなぐ機能の必要性が高まっている。</p> <p>②中長期的な「自治」と「地域づくり」の脆弱性：発災から2～3年後を見据えた中長期的な復興段階において、制度や公的支援が届きにくい「新しい自治」を支える活動（コミュニティ再生、移住者との関係づくり、生業の復旧など）への支援と担い手が不足している。</p> <p>③資金と案件形成の「断絶」：CFJの育成する新しいコミュニティ財団においては、基金設計の技術と、地域ニーズに基づく案件形成の技術が結びついておらず、資金を有効活用するための地域の解像度を高める「問い」が立てられないという課題がある。</p> <p>④企業連携・資源活用の困難さ：災害時のリソース活用（倉庫、施設、人材など）について、地元企業は収支的/資金的な理由から平時からの備えや連携の動機付けが難しく、「器は綺麗に作れちゃう」が「魂を吹き込む」ことができていない。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	200/200字
<p>①内閣府による災害中間支援組織の推進：内閣府は、自治体・社協との三者連携を前提とする災害中間支援組織（JVOADなど）を全都道府県に作ろうとする事業スキームを進めている。</p> <p>②既存支援の限界：これらの三者連携など組織、圏域の取りまとめや広域の調整といった重要な役割を担うが、その活動はトップダウン型となりがちで、広域で拾いきれない地域や、生業の復旧、地域コミュニティ形成といった分野まで手が届きにくい。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	198/200字
<p>①CFJ：地域の実践を支える組織へと重心を移し、各地の新しいコミュニティ財団の設立、又、発災時に各地の災害支援基金設置・運営を支援してきた。</p> <p>②事業パートナー ETIC（災害支援実績）：東日本大震災以来、右腕派遣による人的支援や、地域の中間支援組織同士による相互扶助型の会員制度（チャレコミ）右腕派遣や、休眠預金事業（緊急枠）の資金分配団体となり中長期的な復興を見据えた支援を実施した実績がある。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	199/200字
<p>CFJの資金的支援・案件組成能力とETICのコーディネート能力を融合させ、災害支援基金プロジェクトにシナジーを生み出し、地域の団体等だけでは難しかった中長期的な復旧・復興の案件形成と資金支援が可能になる。特に、能登半島地震の経験を踏まえ、災害弱者、外国人支援、小規模事業者支援といったニッチなニーズを平時から備える創造的復興モデルを構築する。また、強力な伴走体制は、「支援の分厚さ」の説得力を高める。</p>	

#### IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

①**中長期復興を担う人材の定着**：災害支援者が去った後も、自分たちでやったという記憶が残り、中長期的な地域づくりを持続的に担えるローカルリーダー（PO/実行団体）が育成され定着する。

②**地域主導の資金循環メカニズムの確立**：地域内外の多様な主体をつなぐ常設型の災害基金（ローカルファンド）が創設され、地域主導の資金循環メカニズムが各地で機能する。

③**企業リソースを活用した防災モデルの普及**：地元企業の持つリソースを防災利用に転換するための具体的な成果物が地域に残る。

④**全国で応用可能な災害支援の「サブシステム」の確立**：行政の主導する三者連携からこぼれ落ちる支援ニーズや地域コミュニティ形成を担うCFJ/ETICの連携モデルが、全国で応用可能な災害支援の「サブシステム」として確立される。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
柱1 ①実行団体が、初動対応を促す迅速な地域への資金提供体制（災害基金プログラム（資金支援・非資金的支援））を構築している		①実行団体による資金仲介額 ※公益信託などの基金でも可能とする ②助成プログラムへの寄付者数 ③各プログラムが狙い通りの成果を達成できたと思う割合 ④助成先が助成事業によって地域社会にポジティブな影響を与えたと思う割合 ⑤助成先が助成を受けて成長・発展につながったと感じた割合		①0円 ②0件 ③0% ④0点 ⑤0%			①2,000万円／実行団体 ②延べ300件以上／実行団体 ③80%以上 ④3.5点（7項目平均） ⑤50%以上（当てはまる+やや当てはまるの回答合計）
柱1 ②実行団体が、事業対象地域のステークホルダーと連携して包括的支援の仕組みを作っている。		①地域のステークホルダー（地域の金融機関や行政、大学等）との連携した仕組みの数		①0件			①1件／実行団体

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体がコミュニティ基金の持続的な運営体制を構築している		①中期計画または経営戦略の策定 ②若手リーダー・スタッフ（プログラムオフィサー）の雇用見通し		①資金支援組織の中期計画が策定されていない。 ②なし			①資金支援組織の中期計画が策定されている。 ①1年以上確約されている（資金の見通しがある）
地域コーディネーターとして地域性・市民性に根ざした助成プログラムを企画立案・運営できるようになっている。		コミュニティ基金のコーディネーターとしての力量		①測定されていない			①チェックリストの充足度80%以上

企業連携の案件形成・コーディネート実績が生まれている	①ネットワーク加入している団体のネットワークへの満足度 ②地域内における企業連携の具体的な案件組成件数 ③参画を想定する企業・民間団体名簿	①0% ②0件 ③0	①参画団体の満足度・期待度 80%以上 ②1件以上 ③50件以上
地域コーディネーター研修をETICと協働し、災害支援版コーディネーター（PO）のモデルが生まれている	①研修受講したPOによる地域のステークホルダーとの連携した仕組みの数 ②災害支援版コーディネーター（PO）のモデル育成研修モデル	①0件 ②研修プログラム無し	①3件 ②研修プログラムが開発され1件以上、集合研修が実行団体以外に提供されている

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
<b>■柱1 常設型の「災害基金」整備 ■</b> <b>&lt;柱1①「コミュニティ基金の設置」&gt;</b>	—	38/200字
□社会資源現状調査・分析（事前評価）	2026年7月～9月	18/200字
□ステークホルダーとの対話の場の開催（沖縄式地域円卓会議等）	2026年7月～2029年2月	
□共通のアジェンダの設定	2026年9月～12月	12/200字
□地域コーディネーター候補の求人	2026年7月～2027年3月	16/200字
□地域コーディネーター候補の育成	2026年7月～2029年2月	16/200字
□設立準備会の組織	2026年10月～2027年3月	9/200字
□設立時財産の寄付募集	2027年1月～6月	11/200字
□コミュニティ基金の設立（一般財団法人または公益信託）	2027年4月～9月	27/200字
□公益認定申請 ※一般財団法人を設立した場合のみ	2027年4月～2029年2月	24/200字
□災害基金プログラムのコーディネート	2027年4月～2029年2月	18/200字
□災害基金プログラムの寄付募集	2027年4月～2029年2月	15/200字
□災害基金プログラムの公募（平時の防災・減災を想定）	2027年4月～2029年2月	26/200字
□非資金的支援プログラムの企画・実施	2027年4月～2029年2月	18/200字
□災害基金プログラムのふりかえり	2028年4月～2029年2月	16/200字
□財団・公益信託運営の基盤整備（寄付者DB整備、ICTツール導入など）	2027年4月～2029年2月	35/200字
<b>&lt;柱1②「地域内ネットワーク活動への資金提供」&gt;</b>		24/200字
□地域内ステークホルダー等と包括的支援の仕組みづくり 事業対象地域のステークホルダーと連携して包括的支援の仕組みを作る。災害支援基金（SSF）との連携し、全国各地の団体とネットワーク形成する。	2026年7月～2029年2月	96/200字

<b>※※支援期間中に発災した場合※※</b> 全国コミュニティ財団協会の支援を受けて、発災直後に「災害支援基金」を設置して寄付募集を開始する。（平時の災害基金とは別あるいは併用） 又、初動対応を促すための小口資金の提供を速やかに行う。	2026年7月～2029年2月	112/200字
--	-----------------	----------

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
<b>■基本的な非資金的支援■</b>	—	12/200字
<input type="checkbox"/> 担当PO・伴走担当（財団運営者）による月次面談	2026年7月～2029年2月	
<input type="checkbox"/> Slackを活用したコミュニケーション（相談・情報交換）	2026年7月～2029年2月	29/200字
<input type="checkbox"/> キックオフ研修【対面集合形式】	2026年4月	16/200字
<input type="checkbox"/> 社会資源現状調査のための研修 当協会が有するコレクティブインパクト組成のための研修プログラムをカスタマイズして、災害支援に焦点を絞って実施する。この研修が、企業連携の案件組成や財団設立あるいは公益信託設置に向けたニーズ評価につながる。	—	118/200字
・フェーズ1：分析編（研修後、月次面談でフォローアップ）	2026年7月～12月	28/200字
・フェーズ2：共有編（研修後、月次面談でフォローアップ）	2026年9月～2029年2月	28/200字
・フェーズ3：設計編（研修後、月次面談でフォローアップ）	2026年10月～2029年2月	28/200字
・フェーズ4：実行編（研修後、月次面談でフォローアップ）	2027年1月～2029年2月	28/200字
<input type="checkbox"/> 評価のための研修	—	9/200字
・事前評価オリエンテーション ・事前評価計画フィードバック面談 ・事前評価結果フィードバック面談 ・事前評価レビュー会（対面集合形式）	2026年7月～10月	67/200字
・中間評価オリエンテーション ・中間評価計画フィードバック面談 ・中間評価結果フィードバック面談 ・中間評価レビュー会（対面集合形式）	2027年7月～2027年10月	67/200字
・事後評価オリエンテーション ・事後評価計画フィードバック面談 ・事後評価結果フィードバック面談 ・事後評価レビュー会（対面集合形式）	2028年7月～2029年2月	67/200字
<b>■柱1 常設型の「災害基金」整備のための支援 ■</b> <b>&lt;柱④「地域特性に基づく資金提供の仕組み構築」&gt;</b>	—	49/200字
<input type="checkbox"/> コミュニティ基金運営者（コーディネーター）育成のための研修【オンライン】	—	37/200字
・助成プログラムの企画立案	2027年4月～7月	13/200字
・助成プログラムの審査プロセス（審査前・審査後）	2027年4月～7月	24/200字
・助成プログラムの評価・ふりかえり	2028年4月～2029年2月	17/200字
<input type="checkbox"/> 会員財団向け研修への参加機会の提供	2026年7月～2029年2月	18/200字
<input type="checkbox"/> 会員財団等へのインターンシップ機会の提供（基金運営の実務経験）	2027年1月～2029年2月	32/200字

□寄付者管理ツールの導入支援	2026年4月～2029年2月	14/200字
□公募期間中の個別相談（案件形成段階の事業計画策定支援）	2026年4月～2029年2月	28/200字
<b>&lt;柱1②「企業連携案件への資金提供」&gt;</b> 地域内ネットワーク活動への資金提供として、事業対象地域のステークホルダーと連携して包括的支援のネットワークを地域に対して実行団体が構築する。	2026年7月～2029年2月	91/200字
ETICの設置するSSF - 災害支援基金プロジェクトと連携し、被災地域の中間支援組織による緊急期・復旧復興期の活動を、人材・資金・ノウハウ・ネットワークの支援を受け入れるコーディネーションをCFJが協定などの調整を支援する。	2026年7月～2029年2月	113/200字
<b>■柱2 災害支援版コーディネーター育成プログラムの開発■</b> <b>&lt;柱2①「災害支援版コーディネーター育成プログラム」&gt;</b> ETICは全国の中間支援組織のハンズオン支援を行う「チャレンジ・コミュニティ・プロジェクト（チャレコミ）」の育成プログラムを実行団体に対して提供する。本プログラムは、人材マッチング・コーディネート能力および企業連携に強みを持ち、「災害基金（コミュニティ基金）」が抱える課題にアプローチできる。	2026年7月～2029年2月	204/200字
<b>&lt;柱2②「コミュニティ財団及び企業家ネットワーク研修」&gt;</b> 地元企業の持つリソース（倉庫、ゲストハウス、技術など）を防災利用に転換するための具体的な資源活用（例：防災連携企業共同組合、避難所登録されたゲストハウスなど）するためのネットワーク形成支援を実施する。 ※企業連携のイメージ <a href="https://www.bousai-cp.jp/">https://www.bousai-cp.jp/</a>	2026年7月～2029年2月	166/200字
<b>&lt;柱2③「企業連携の具体的な案件組成とコーディネート」&gt;</b> 沖縄式地域円卓会議のノウハウ移転（研修・伴走）として、社会資源現状調査、避難所ワークショップ等も活用して地域内の企業ネットワーク組成を支援する。	2026年7月～2029年2月	101/200字
<b>■柱3 三者連携枠外の機能補完■</b> <b>&lt;柱3「④コミュニティ基金設立・運営のための研修」&gt;</b>	—	43/200字
・ファンドレイジング（設立時寄付募集、公益信託設置）	2026年10月～2027年6月	26/200字
・公益法人認定申請	2027年7月～2029年2月	9/200字
・公益財団運営（公益法人会計や年度末事務など手続き）	2027年10月～2029年2月	26/200字
・助成財団・基金のコンプライアンス・ガバナンス	2026年7月～2029年2月	23/200字
・出口・持続化戦略など	2028年4月～2029年2月	11/200字
<b>&lt;柱3②「地域コーディネーター研修」&gt;</b> 【課題把握】 【共有化】 【実装化】 【災害時発動】 をNPO法人ETICと、CFJの課題把握研修の仕組みを協働で研修プログラム化する。 これまで13団体のコミュニティ財団空白県に対して提供してきたCFJが持つ資金的支援・案件組成能力と、ETICの持つ人材マッチング・企業コーディネート能力を融合させることで、中長期的な復旧・復興を支える体制を強化する。特に重要なのは、地域コーディネーター人材のキャリア継続支援である。また、平時からの企業によるプロボノ支援や、企業と地域プレイヤーの協業を促す共創プロジェクト（例：Beyondカンファレンス）への登壇も含め、相互にノウハウを共有し人材育成の仕組みを構築する。	2026年7月～2029年2月	320/200字
<b>■■支援期間中に発生した場合の資金的支援内容について■■</b> 【全国コミュニティ財団協会】 ・発災に合わせて30分以内に災害に関する基金を立ち上げ支援を行う ・災害クラウドファンディングサイト「saigai.site」を運営し、迅速な寄付募集（資金仲介）と地域の課題把握に基づく助成プログラム構築支援 【事業パートナー/ETIC】 地域の被災状況に合わせ、発災3日目以降の緊急支援のために、ETICの設置する「SSF - 災害支援基金プロジェクト」と連携し、被災地域の中間支援組織による緊急期・復旧復興期の活動に対する人材・資金・ノウハウ・ネットワークの支援を受け入れるコーディネーションを、CFJがETICと対話連携し、資金的支援を接続する。	2026年4月～2029年2月	320/200字

## V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	CFJ及びパートナー団体ETICによるノウハウの相互乗り入れ：ETIC主催の「Beyondカンファレンス」等の企業・ビジネスセクター向けのイベントにCFJ側が積極的に参加し（相互乗り入れ）、企業連携の成功事例やCFJの活動を発信することで、地域内外での災害時の新たな寄付や企業リソースの獲得につなげる	151/200字
連携・対話戦略	既存の災害支援システムとの役割分担の明示：内閣府/JVOADが担うメインシステムの活動領域と、本プログラムが担うサブシステムの活動領域（ニッチなニーズ、中長期復興、コミュニティ形成）を構造的に示し、地域内外での災害時の連携団体との軋轢を防ぎ、災害支援版コーディネーター育成プログラムで補完する。	147/200字

## VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	資金分配団体としてのCFJとETICの目標は、ローカルファンド（地域基金）持続可能性を確保することにある。本事業は、これまで休眠預金事業を活用して13団体のコミュニティ財団の空白県に対して提供してきたCFJが持つ資金的支援・案件組成能力と、ETICの持つ人材マッチング・企業コーディネート能力を融合させることで、中長期的な復旧・復興を支える体制を強化する。特に重要なのは、PO（プログラムオフィサー）人材のキャリア継続支援です。財団運営が困難になった場合でも、優秀な人材が流出しないよう、全国コミュニティ財団のネットワーク内及び、ETICの人材流動の仕組み（若干人事部的な機能）乗り入れさせることで雇用を維持したい。この強固な伴走支援体制は、申請書における「支援の分厚さ」の説得力を高め、恒久的な地域内の「民民連携システム（企業を巻き込む）」の構築を目指す各地のコミュニティ財団の体制強化に繋がる。	399/400字
実行団体	支援先の各地域における出口戦略は、単に元の状態に戻るのではなく、災害を契機とした「創造的復興」モデルを構築し、地域の自律性を高めることにある。持続的な活動の基盤として、地域主導の常設型「災害基金」（ローカルファンド）を確立し、を確立することで持続的な地域支援の枠組みが生まれる。また、復興期に「より良い地域づくり（新しい自治）」を担うローカルリーダーを育成・確保し、その活動を資金的に後押しする。さらに、平時からの取り組みとして、地元企業のリソース（倉庫、施設、ゲストハウスなど）を活用した防災ネットワークや組合の組成を支援し、恒久的な民間連携システムとして地域内に定着させることで、支援終了後も自律的に災害対応力と地域力を維持できる体制を整える。	324/400字

## VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	785/800字
<p>■全国コミュニティ財団協会</p> <p>【寄付募集と助成】</p> <p>・地域創造基金さなぶりの「47コロナ基金」立ち上げと広報を支援し、全国の中間支援組織をつなぐ枠組みを形成し、約2億円の寄付仲介に繋がった。</p> <p>【休眠預金の活用／案件形成・PO人材育成】</p> <p>●2020年コロナ緊急枠：北陸・四国を対象にコロナ禍で社会的・経済的影響を特に受ける困窮者・世帯を対象とした緊急支援事業を公募し、19団体3,600万円の助成を行った。多くの事業で計画以上の裨益者への食事・食材提供を展開、また地域での支援ネットワークや仕組みづくり、社会参加の機会・場の提供といった多様な成果が生み出され、草の根で地域に根ざして取り組む団体だからこそ価値創出ができた。</p> <p>●2020年・2021年通常枠：コミュニティ財団や資金分配団体の空白エリアを中心に8団体に資金支援組織を設立する助成を行なっている。助成を通じて、商工会議所等の中間支援機能・組織の多様性の少なさや硬直化が課題を取り残していること（ドラマチックの例）、一方、旗を立ててコーディネートする組織があると当事者らから声が集まり、資金も集まること（あくるめのかかじょ基金の例）などが見えてきた。又、能登半島地震においては実行団体「はくりくみらい基金」の災害支援基金設置・運営を発災直後から現地入りしてサポートし、9日間で1,000万円以上の寄付が集まり、それを呼び水として合計1億円以上の寄付実績に繋がった。</p> <p>●2023年通常枠：ローカルファンド設立／運営を通して、特に地域に存在する構造的不平等や制度の狭間によって生じる課題を解消することを念頭に置き、「地域課題の構造化」「共通アジェンダ（目標）の形成」「財団設立」「資金仲介」「伴走支援」「エコシステム形成」の6つの取り組みとして、鹿児島県の離島、鳥取、山梨、宮崎、徳島にコミュニティ財団設置を支援している。</p>	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	783/800字
<p>CFJは、資金的支援・案件組成能力を強みとし、地域主体の課題解決を目指すローカルファンドの設立支援とPO人材の育成に注力している。</p> <p>災害対応においては、災害クラウドファンディングサイト「saigai.site」を運営し、迅速な寄付募集（資金仲介）と地域の課題把握に基づく助成プログラム構築支援の実績。また、平時からの備えとして、コングラント（決済サービス）との連携により、災害初動期における手数料無料の決済システム提供を可能とし、資金集めの基盤を整備している。行政支援では対応困難な少数者配慮や柔軟なスピード感を特徴とし、発災時から本格復興期まで一貫通貨で資金的・非資金的支援を組み合わせた伴走支援を行っている。ただし、特に企業連携が弱いという課題意識を持っており、本事業で克服を目指す。</p> <p>ETICは、人材マッチング・コーディネート能力および企業連携に強みを持つ。2004年より全国の中間支援組織のハンズオン支援を行う「チャレンジ・コミュニティ・プロジェクト」を開始。その育成プログラムを通じて「なぜあなたがそれをやる必要があるのか」という問いを地域リーダーに投げかけ、活動に「魂を吹き込む」支援も提供しており、単なる機能支援に留まらない、に重点を置いた伴走支援を行っている。また、平時からの企業によるプロボノ支援や、企業と地域プレイヤーの協業を促す共創プロジェクト（例：Beyondカンファレンス）を推進している。</p> <p>災害支援においては、東日本大震災後から「右腕派遣事業」を実施し、中長期的な復興を担うリーダーのもとへ260名以上の人的支援（マッチングと伴走支援）実績がある。能登半島地震では、現地パートナーへ右腕を累計571日以上派遣し、現地支援を担い、さらに、休眠預金事業（緊急枠）の資金分配団体として、能登半島の7団体にに対し約1.5億円の資金助成を実施した。</p>	

### VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5	
(2)実行団体のイメージ	災害時に活かせる基金を平時から備える思いのある組織を対象に地域の共助体制づくりに積極的な団体であること。単独の事業実施だけでなく、地域の他団体や住民、企業と協働して共通の目標（アジェンダ）を掲げ取り組んだ実績や計画があり。特に、行政の手が届きにくい制度の狭間にあるニーズなどに対する支援意欲を持ち、地域課題解決のエコシステム形成に資する団体を対象とする。災害リスクの高い地域や支援資源が不足しがちな地方都市での活動を重視する。	213/200字
(3)1実行団体当り助成金額	2,700万円	7/200字
(4)案件発掘の工夫	①オンライン説明会また重点地域で現地公募説明会を開催後、②オンライン個別相談会を実施する。現地説明会はJANPIAと連携して休眠預金事業の説明も兼ねる。個別相談は1団体ごとに複数回参加してもらい、事業計画策定のため地域の課題構造分析や地域に資金支援組織が必要となる意義等を整理する伴走支援プログラムとして実施する。公募時点から伴走支援することによって助成事業とのミスマッチを 방지、案件の質を高める。	199/200字

### IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<p>統括担当：宝楽陸寛  伴走担当：各地のコミュニティ財団運営者が伴走する  プログラムオフィサー：  経理：    担当PO2名と、弊協会理事または会員財団の伴走担当1名以上のチームで各実行団体を支援する。専門的な知見を伴走担当が助言し、評価に関する支援は担当POが担う（担当POが「認定評価士」資格取得者）。</p> <p>柱2・3 人材育成パートナー→NPO法人ETICへ業務委託を行う。</p>				269/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳	他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
※資金分配団体用	2	新規採用人数 (予定も含む)	1名	予定あり(詳細は右記のとおり)	高山大祐/CFJ副会長及び北海道NPOファンドとして業務按分50%
		既存PO人数	1名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	2023年度休眠預金事業のPOとして従事しており業務按分比率50%

(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	法人全体のガバナンス・コンプライアンスについては、実務面では会長とコンプライアンス担当理事、事務局長が日々協議して対応し、法的な観点は顧問弁護士の助言を得て、決議が必要な事項は理事会で諮っている。また、外部の弁護士と公認会計士で構成するコンプライアンス委員会では将来生じうるリスクや発生した事案に対して第三者の観点から議論している。	166/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし	

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/03/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	地場産業、コミュニティビジネスと共に築くコミュニティ防災・復興力強化助成プログラム
	団体名	一般社団法人全国コミュニティ財団協会

	助成金
事業費	148,048,750
実行団体への助成	125,000,000
管理的経費	23,048,750
プログラムオフィサー関連経費	25,205,500
評価関連経費	13,350,000
資金分配団体用	7,100,000
実行団体用	6,250,000
合計	186,604,250

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	632,650	47,448,700	49,458,700	50,508,700	148,048,750
実行団体への助成	0	40,000,000	42,500,000	42,500,000	125,000,000
-					
管理的経費	632,650	7,448,700	6,958,700	8,008,700	23,048,750

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	1,396,500	7,963,000	7,998,000	7,848,000	25,205,500
プログラム・オフィサー人件費等	243,000	3,105,000	4,587,000	4,587,000	12,522,000
その他経費	1,153,500	4,858,000	3,411,000	3,261,000	12,683,500

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	3,650,000	4,425,000	5,275,000	13,350,000
資金分配団体用	0	1,650,000	2,300,000	3,150,000	7,100,000
実行団体用	0	2,000,000	2,125,000	2,125,000	6,250,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	2,029,150	59,061,700	61,881,700	63,631,700	186,604,250



## 団体情報入力シート

### (1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人 全国コミュニティ財団協会		
郵便番号	6128431		
都道府県	京都府		
市区町村	京都市伏見区		
番地等	深草越後屋敷町40-1 ソレイユ墨染1F		
電話番号	07044627600		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="http://www.cf-japan.org/">http://www.cf-japan.org/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)	<a href="https://www.facebook.com/communityfoundationsjapan">https://www.facebook.com/communityfoundationsjapan</a>	
		<a href="https://note.com/cf_japan">https://note.com/cf_japan</a>	
設立年月日	2014/06/17		
法人格取得年月日	2014/06/17		

### (2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タカハシ ジュン
	氏名	高橋 潤
	役職	会長
代表者(2)	フリガナ	ハウラク ミチヒロ
	氏名	寶楽 陸寛
	役職	会長

### (3) 役員

役員数 [人]	10
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

### (4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

**(5)会員**

団体会員数 [団体数]	32
団体正会員 [団体数]	25
団体その他会員 [団体数]	7
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	0
個人その他会員 [人]	0

**(6)資金管理体制**

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

**(7)監査**

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

**(8)組織評価**

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

**(9)その他**

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

## (10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	9
申請前年度の助成総額 [円]	88,512,771
助成した事業の実績内容	<p>【2020年度】JANPIA「地域の中小企業の社会事業化を支援する若手支援者の育成事業」</p> <p>コミュニティ財団や資金分配団体の空白である北陸・四国を重点地域として、中小企業支援も視野に入れた地域に根ざした資金支援組織・事業を開始する4団体に3年間総額8,800万円の助成を行った。事業終了時には、公益財団法人が2団体、一般財団法人が1団体、既存法人内に新規に資金支援事業開始が1団体と地域での資金支援の基盤が作られた。財団設立までのノウハウを書籍「コミュニティ財団のつくり方」として制作・発行した。</p> <p>【2021年度】JANPIA「地域の資金循環とそれを担う組織・若手支援者を生み出す人材育成事業」</p> <p>コミュニティ財団や資金分配団体の空白である四国・東北などを重点地域として、地域に根ざした資金支援組織・事業を開始する4団体に3年間総額8,800万円の助成を行った。事業終了時に、公益財団法人が2団体、一般財団法人が2団体設立された。コミュニティ財団の若手支援者であるプログラムオフィサーの育成にも力を入れ、その成果の一部を「POの教科書」として制作・発行した。また、設立した公益財団法人が能登半島地震の緊急・復旧支援に累計1億円以上の寄付を託され、助成を通じて貢献している。</p> <p>【2023年度】JANPIA「コレクティブインパクトを生み出すローカルファンド創生事業」</p> <p>コミュニティ財団や資金分配団体の空白地域を重点地域として、地域に根ざした資金支援組織・事業を開始する5団体に3年間総額1億2,500万円の助成を行っている。事業開始1年を経て、既に一般財団法人が2団体設立、年度内に一般財団法人が3団体設立予定である（うち2団体は設立時拠出金の寄付募集300万円達成）。</p>

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	<p>【2016～2018年度】日本財団「社会的投資時代の新水準に合致したコミュニティ財団セクターの機能強化事業」¥159,680,000 (¥49,340,000, ¥60,850,000, ¥49,490,000)</p> <p>【2014年度】トヨタ財団「日本におけるコミュニティ財団等の現状調査と、社会化にむけたフォーラム等の開¥3,200,000</p> <p>【2014年度】トヨタ財団「コミュニティ財団等に関する基盤整備事業（ガイドラインの策定、人材育成海外調査、及び在り方の検討と取りまとめ）」¥5,000,000</p> <p>【2016年度】トヨタ財団「全国のコミュニティ財団の育成・強化のための基盤整備事業」¥10,000,000</p> <p>【2017年度】トヨタ財団「全国のコミュニティ財団の育成・強化のための基盤整備事業（ガイドラインの導入促進と遺贈寄付相談体制の整備）」¥10,000,000</p> <p>【2018年度】トヨタ財団「全国のコミュニティ財団の育成・強化のための基盤整備事業（認証制度の運用と中期ビジョン策定、遺贈寄付に関する認知拡大）」¥10,000,000</p> <p>【2020年度】JANPIA「コロナ対策地元助成事業の実施事業」¥50,000,000</p> <p>【2020年度】JANPIA「地域の中小企業の社会事業化を支援する若手支援者の育成事業」¥133,376,000</p> <p>【2021年度】JANPIA「地域の資金循環とそれを担う組織・若手支援者を生み出す人材育成事業」¥137,396,000</p> <p>【2023年度】JANPIA「コレクティブインパクトを生み出すローカルファンド創生事業」¥189,814,500</p>

(12)休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	一般社団法人全国コミュニティ財団協会	コロナ対策地元助成事業の実施事業
2	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択	一般社団法人全国コミュニティ財団協会	地域の中小企業の社会事業化を支援する若手支援者の育成事業



※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	
団体名:	一般社団法人全投コミュニティ財団協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	確認が必要です。03～5セルのいずれかに未記入があります。
----------	-------------------------------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第11条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第14条第1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第14条第2項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第14条第3項,4項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第13条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第15,46,47条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第20条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除外した上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	-
<b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第23条第4項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第23条第5項
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第5,6,7,8条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条第1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	-
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第32条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第35条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第37条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除外した上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第35条第1項
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規定	別表
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第5条,第2～第4章(第8～18条)
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	-	-
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	-	-

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第1条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第1条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反取引管理規程	第5条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反取引管理規程	第6条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反取引管理規程	第3～5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第9条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第10条 第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	別紙
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4章(第4,5条)
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第3条, 別表
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第11～13条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表1
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第7条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第19～29条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6,22条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第7,8,10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第10,22条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章(第15～20条)
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章(第39～47条)

# 一般社団法人全国コミュニティ財団協会

## 定 款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人全国コミュニティ財団協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、コミュニティ財団の健全な発展を通じて、市民社会のより一層の成熟と市民が主体的に取り組む地域社会の課題解決を促し持続可能性を高め、公共の利益を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) コミュニティ財団や地域社会についての調査研究
- (2) コミュニティ財団業務の改善についての研究企画
- (3) 関係団体、機関、官庁などに対する意見の開陳ならびに連絡
- (4) 会員の職員などに対する研修の実施ならびに会員の行う教育についての調査研究
- (5) 会員相互が連携して実施する事業の企画ならびに実施
- (6) 地域の課題解決に取り組む事業に対する支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業
- (7) 地域の課題解決に取り組む事業に対する助成、顕彰等を行う事業
- (8) 会員相互の親交、連絡、情報共有
- (9) 前各号に掲げる事業に付帯する又は公益に関連する事業

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員・会員となつた者をもつて構成する。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した助成事業等を行う公益財団法人、公益社団法人、認定特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人

(2) 準会員 この法人の事業に賛同して入会した助成事業等を行う財団法人等の設立準備をはかる組織等、または一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人

(3) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した助成事業等を行う、または将来的に行う準備に取り組む団体

2 前項の正会員である法人をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）に定める社員とする。

3 本法人の社員は、基本財産や助成金の原資を、広く多くの市民や企業などに呼びかけ寄付を募ることによって成立させた法人で、多様な形で寄付を呼びかけることで多くの人々に、地域づくりや課題解決へ取り組みへの参加が可能になる環境をつくり出すことを目指し資金助成等をおこなっている法人とする。

4 本法人の会員になろうとする者は、本法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

5 社員は、社員である法人の代表者として、本法人に対しその権利を行使する者1名（以下「社員の代表者」という）を定め、書面により会長に届出なければならない。

6 社員は、前項に定める社員の代表者を変更した場合、速やかに書面により会長に届出なければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、理事会が別に定める会員規約に従つて入会金及び会費の支払いをするものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 解散又は合併により消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があつたとき

2 会員が会員たる資格を喪失したときは、本法人に対するすべての権利を失う。

(退会)

第8条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に本法人に対して所定の書式にて予告するものとする。

(除名)

第9条 本法人の会員が、本法人の名誉を毀損し、目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、一般法人法第49条2項に定める社員総会の特別決議により会員を除名することができる。

(会員名簿)

第10条 本法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成と議決権)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員は各1個の議決権を有する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 毎事業年度の事業報告及び貸借対照表および損益計算書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び一部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の処分

(10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会議の日時、場所や方法、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、会日より7日前までに各社員に対して発する。ただし、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで社員総会を開催することができる。

4 前項の規定にかかわらず、書面による議決権の行使、並びに電磁的方法によって議決権の行使ができるとするときには、会日より14日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第16条 社員総会に出席できない社員は、必要な事項を記載した議決権行使書面又は他の出席する社員を代理人として代理権を証明した委任書面を本法人に提出することにより、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面又は代理人によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

3 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第49条第2項の決議事項を含む次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第17条 理事または社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 18 条 理事が社員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会にて議長を選出する。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に置く。

(社員総会規則)

第 21 条 社員総会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほかは、社員総会において定める社員総会運営規則による。

## 第 4 章 役員

(役員員数など)

第 22 条 本法人に、次の役員を置く。

理事 5 名以上 20 名以内

監事 1 名以上 3 名以内

- 2 理事のうち、10 名以内で業務執行理事を選出することができる。
- 3 業務執行理事のうち、2 名以内を会長とし、3 名以内を副会長、3 名以内を常務理事とする。会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の代表者もしくはそれに準ずる者の中から選任する。ただし、必要があるときは、それ以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、本法人の理事や使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超え

てはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第 24 条 会長は、本法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐する。

(監事の職務権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くにいたった場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引

(3) 本法人がその理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間の本法人と  
その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会  
に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第 30 条 本法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件  
に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控  
除して得た額を限度として免除することができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

(4) その他理事会で決定するものとして法令または本定款で定める事項の決定

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集通知は、会日より 5 日前までに各理事に対して発する。ただし、理事及び監事  
の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数で以って行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印、又は電子署名をする。

※根拠法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

第九十条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

(理事会規則)

第 38 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほかは、理事会において定める理事会規則による。

## 第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 39 条 本法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第 40 条 基金の募集、割当て及び払い込みなどの手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 41 条 抛出された基金は、基金抛出者と合意した期日までは返還しない。

(基金返還の手続き)

第 42 条 基金の抛出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 43 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入を得又は支出することができ

る。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 本条第 1 項に定める書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決で変更することができる。

(解散)

第47条 本法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由のほか、社員総会において、社員の半数以上であって、社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決で解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第48条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は社員総会の決議を経て、公益法人法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 委員会・事務局

(委員会)

第49条 本法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者などの内から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第50条 本法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び所要の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告)

第51条 本法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 11 章 補則

(最初の事業年度)

第 52 条 本法人の最初の事業年度は、本法人の成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 53 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。

設立時社員

- 1 住所 [REDACTED]  
氏名 一般財団法人 地域創造基金みやぎ  
代表理事 大滝精一
- 2 住所 [REDACTED]  
氏名 特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク  
理事長 佐久間仁一
- 3 住所 [REDACTED]  
氏名 特定非営利活動法人 茨城エヌ・ピー・オー・センター・commons  
代表理事 斎藤 義則
- 4 住所 [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 ちばのWA地域づくり基金  
代表理事 関谷 昇
- 5 住所 [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 あいちコミュニティ財団  
代表理事 木村 真樹
- 6 住所 [REDACTED] [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 京都地域創造基金  
代表理事 深尾 昌峰
- 7 住所 [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 わかやま地元力応援基金  
代表理事 石橋 幸四郎
- 8 住所 [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団  
代表理事 下村 俊子
- 9 住所 [REDACTED]  
氏名 一般財団法人 みんなでつくる財団おかやま  
代表理事 石田 篤史
- 10 住所 [REDACTED]

氏名 公益財団法人 みらいファンド沖縄

代表理事 小阪 亘

(設立時の役員)

第 54 条 本法人の設立時の役員は、次の通りである。

設立時代表理事 深尾 昌峰

住所

設立時理事 鈴木 祐司

設立時理事 横田 能洋

設立時理事 木村 真樹

設立時理事 深尾 昌峰

設立時理事 有井 安仁

設立時理事 石原 達也

設立時理事 小阪 亘

設立時監事 川口 創

設立時監事 平尾 剛之

(会員規約その他諸規定及び法令の準拠)

第 55 条 会員の入退会及び権利義務等本定款に定めのない事項は、別途総会または理事会で定める会員規約及びその他諸規定、また一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国コミュニティ財団協会設立のため、設立時社員 公益財団法人京都地域創造基金 他 9 名の定款作成代理人 [REDACTED] は、本定款を作成し、これに署名押印する。

平成 26 年 4 月 8 日

設立時社員 一般財団法人 地域創造基金みやぎ

代表理事 大滝精一

設立時社員 特定非営利活動法人 うつくしまNPOネットワーク

理事長 佐久間仁一

設立時社員 特定非営利活動法人 茨城エヌ・ピー・オー・センター・commons

代表理事 斎藤 義則

設立時社員 公益財団法人 ちばのWA地域づくり基金  
代表理事 関谷 昇

設立時社員 公益財団法人 あいちコミュニティ財団  
代表理事 木村 真樹

設立時社員 公益財団法人 京都地域創造基金  
代表理事 深尾 昌峰

設立時社員 公益財団法人 わかやま地元力応援基金  
代表理事 石橋 幸四郎

設立時社員 公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団  
代表理事 下村 俊子

設立時社員 一般財団法人 みんなでつくる財団おかやま  
代表理事 石田 篤史

設立時社員 公益財団法人 みらいファンド沖縄  
代表理事 小阪 亘

定款作成代理人

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

附則

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

平成26年 4月 8日 設立総会

平成26年 6月17日 認証

平成26年 6月17日 登記

この定款の変更は、平成28年6月23日から施行する。(平成28年6月23日総会承認)

この定款の変更は、令和2年7月31日から施行する。(令和2年7月30日総会承認)

この定款の変更は、令和2年11月12日から施行する。(令和2年11月12日総会承認)

この定款の変更は、令和3年6月29日から施行する。(令和3年6月29日総会承認)

この定款の変更は、令和4年8月29日から施行する。(令和4年8月29日総会承認)

この定款の変更は、令和5年8月1日から施行する。(令和5年6月28日総会承認)

この定款の変更は、令和7年8月18日から施行する。(令和7年8月18日総会承認)